

平成20年3月
警察庁交通局

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について

警察庁では、昨年6月20日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号。以下「改正法」といいます。）の一部の施行、緊急自動車の指定対象の追加等を行うため、道路交通法施行令の一部を改正する政令案について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	電子メール	koutsukyoku@npa.go.jp 件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局交通企画課法令係 パブリックコメント担当
	FAX	03-3581-9337 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	平成20年3月7日（金）から 平成20年4月5日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答は致しません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

1 命令等の題名

道路交通法施行令の一部を改正する政令

2 根拠となる法令の条項

道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項及び第4項、第5条第1項、第39条第1項、第51条第9項(同条第22項、同法第72条の2第3項及び第75条の8第2項において準用する場合を含む。)、第51条の3第1項、第63条の4第1項第2号、第71条の3第2項ただし書、第71条の6第1項、第90条第1項ただし書、第100条の2第1項本文及び第4号、第102条の2並びに第125条第1項及び第3項

3 今回の改正の概要

(1) 自転車利用者対策の推進

ア 自転車通行環境の整備を一層推進するため、車両通行帯の幅員の下限を1メートルとする。(改正後の道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第1条の2第4項第3号関係)

イ 改正法により、児童(6歳以上13歳未満の者をいう。)及び幼児(6歳未満の者をいう。)が運転する場合等については普通自転車は歩道を通行することができることとされたことを踏まえ、横断歩道を進行しようとする普通自転車について、「歩行者・自転車専用」の表示がない場合であっても、人の形の記号を有する灯火に従わなければならないこととする。(令第2条第1項関係)

ウ 普通自転車により歩道を通行することができる者として、児童及び幼児、70歳以上の者並びに普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるもの(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる障害を定めることを検討している。)を有する者を定める。(令第26条関係)

(2) 被害軽減対策の推進

ア 後部座席同乗者に係る座席ベルト装着義務が免除される場合として、

(ア) 助手席同乗者に係る義務が免除される場合と同様の場合

(イ) 運転者席以外の座席の数を超える数の者を乗車させるためこれらの者のうちに座席ベルトを装着させることができない者がある場合において、当該座席ベルトを装着させることができない者を後部座席に乗車させるとき(道路交通法第57条第1項本文の規定による乗車人員の制限を超えない場合に限る。)を定める。(令第26条の3の2第2項関係)

イ 後部座席同乗者に係る座席ベルト装着義務違反行為(高速自動車国道及び自動車専用道路におけるものに限る。)に対し、行政処分の基礎点数として、運転者席

及び助手席に係る座席ベルト装着義務違反行為と同等の1点を付す。(令別表第2関係)

(3) 高齢運転者対策等の推進

- ア 高齢運転者標識表示義務違反行為、聴覚障害者標識表示義務違反行為に対し、行政処分の基礎点数として、現行の初心運転者標識表示義務違反と同等の1点を付す。(令別表第2関係)
- イ 高齢運転者標識表示義務違反行為、聴覚障害者標識表示義務違反行為を反則行為とし、現行の初心運転者標識表示義務違反と同等の反則金の額(例:普通自動車に係るものは4千円)を定める。(令別表第5関係)
- ウ 聴覚障害者標識を付けないで普通自動車を運転してはならないこととなる聴覚障害の程度を、両耳の聴力が補聴器を用いても内閣府令で定める基準(現行の適性試験における聴力の合格基準と同等のものを定めることを検討している。)に達しない程度の聴覚障害と定める。(令第26条の4の2関係)

(4) その他

- ア 警察署長に行わせることができる交通規制の種類追加
祭礼等における交通規制を円滑かつ柔軟に行うことができるようにするため、都道府県公安委員会が警察署長に行わせることができる交通規制に道路交通法第13条第2項の交通規制(歩行者横断禁止)及び第25条の2第2項の交通規制(車両横断等禁止)を加える。(令第3条の2第1項第3号及び第5号関係)
- イ 緊急自動車の指定対象の追加
救急現場への医師の派遣を緊急走行により行うことを可能とするため、都道府県公安委員会が緊急自動車として指定することができる自動車として、ドクターカー(医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車)を加える。(令第13条第1項第1号の5関係)
- ウ 車両移動保管関係事務に関する規定の整備
 - (ア) 改正法により、警察署長は保管した違法駐車車両の所有者が判明しない場合の公示をしたときは、その内容等をインターネットその他の方法により公表することとされたことを踏まえ、従来の公示の方法のうち、その要旨の官報掲載を廃止する。また、保管車両の積載物、交通事故の場合の損壊物等及び高速自動車国道等における違法駐車車両についても同様の改正を行う。(改正前の道路交通法施行令第16条第2号、第26条の4の2、第27条の5関係)
 - (イ) 改正法により、警察署長は違法駐車車両の移動及び保管に関する事務を内閣府令で定める法人(当該事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するなどの要件を備える法人とすることを検討している。)に委託することができることとされたのに伴い、移動及び保管に関する事務のうち、委託することができないものとして、車両の移動、返還、売却及び廃棄の決定、負担金の納付命令、督促及び徴収、車両の使用者又は所有者に対する告知、車両の所有者が判

明しない場合の公示、インターネットの利用その他の方法による公示の日付及び内容の公表並びに登録の囑託を定める。(令第17条の2関係)

- (ウ) 改正法により、指定車両移動保管機関制度が廃止されたのに伴い、指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務の手續等に係る規定を廃止するなど、所要の規定の整備を行う。(改正前の道路交通法施行令第17条の2、第17条の3関係)

エ その他条項番号の改正等所要の規定を整備する。

4 施行期日

- (1) 3(4)イを除き、この政令は、改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(公布の日(平成19年6月20日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(平成20年6月1日を予定))から施行する。
- (2) 3(4)イについては、公布の日から施行する。